第二十五条第一項中「第八十七条第八項」を「第百六十二条第八項」に、「その荷主」を「当該荷主」に改め、同項第二号中「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条第二項中「第八十七条第八項」を「第百六十二条第八項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十四条第一項中「第八十七条第七項」を「第百六十二条第七項」に、「特定旅客輸送事業者」を「特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者、管理関係貨客輸送事業者、法第百三十四条第一項の認定を受けた貨客輸送事業者（特定貨物輸送事業者、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者及び管理関係貨客輸送事業者を除く。）」に、「以下この条において単に「特定輸送事業者」を「次項において「特定貨物輸送事業者等」に改め、同条第二項中「第八十七条第七項」を「第百六十二条第七項」に、「特定輸送事業者」を「特定貨物輸送事業者等」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「第八十七条第六項」を「第百六十二条第六項」に、「以下この条」を「次項」に改め、同項第二号中「第八条の表」を「第十条の表」に、「第十三条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第二項中「第八十七条第六項」を「第百六十二条第六項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条第一項中「第八十七条第三項」を「第百六十二条第三項」に、「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、管理関係事業者又は法第四十六条第一項の認定を受けた者（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を除く。）（次項並びに第三十二条第三項及び第四項において「特定事業者等」という。）」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条第二項中「第八十七条第三項」を「第百六十二条第三項」に、「特定事業者又は特定連鎖化事業者」を「特定事業者等」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条中「第八十七条第二項」を「第百六十二条第二項」に、「又は特定連鎖化事業者」を「、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者又は管理関係事業者」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十条の前の見出しを削り、同条中「第八十七条第一項」を「第百六十二条第一項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「（報告及び立入検査）」を付する。

第十九条中「第八十一条の五において準用する法第七十九条第一項」を「第百五十一条第一項」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条中「第八十一条の三第一項」を「第百五十条第一項」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条中「第七十九条第三項及び第八十一条第三項（これらの規定を法第八十一条の五において準用する場合を含む。）」を「第百四十六条第三項、第百四十八条第三項、第百五十一条第三項及び第百五十三条第三項」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「第七十九条第一項」を「第百四十六条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「第七十八条第一項」を「第百四十五条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十四条中「第七十二条」を「第百四十三条」に改め、同条を第十七条とする。

第十三条中「第七十一条第一項」を「第百三十九条第一項」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条中「第六十八条第一項」を「第百二十五条第一項」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（認定管理統括貨客輸送事業者の認定に係る輸送能力の合計及び基準）

第十五条　法第百三十条第一項第二号の政令で定める輸送能力の合計は、第十条の表の上欄に掲げる貨物の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数及び前条の表の上欄に掲げる旅客の輸送の区分ごとに同表の中欄に掲げる輸送能力を国土交通省令で定めるところにより車両数に換算した数の合計とする。

2　法第百三十条第一項第二号の政令で定める基準は、三百両とする。

第十一条の見出し中「特定荷主」を「特定荷主等」に改め、同条第一項中「第六十四条第三項」を「第百十二条第三項及び第百十六条第三項」に改め、同項の表財務大臣の項中「荷主」の下に「又は認定管理統括荷主」を加え、同条第二項中「第六十四条第三項」を「第百十二条第三項又は第百十六条第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同条を第十三条とする。

第十条第一項中「第六十一条第一項」を「第百九条第一項」に改め、「輸送させる貨物」の下に「（当該荷主以外の者であつて法第百五条第二号に掲げるものがその輸送の方法等を実質的に決定しているものを除き、当該荷主が同号に掲げる者としてその輸送の方法等を実質的に決定しているものを含む。）」を加え、同条第二項中「第六十一条第一項」を「第百九条第一項」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第五十七条第三項（法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）」を「第百四条第三項、第百二十八条第三項、第百三十三条第三項及び第百四十二条第三項」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「第五十四条第一項」を「第百一条第一項」に改め、同条の表鉄道による貨物の輸送の項中「数」の下に「（第十五条第一項において「車両数」という。）」を加え、同条を第十条とする。

第七条中「第四十二条第一項」を「第八十七条第一項」に改め、同条を第九条とする。

第六条を削る。

第五条第一項中「第十六条第五項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を「第十七条第五項、第二十八条第五項及び第三十九条第五項」に改め、同条第二項中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「特定事業者に」を「特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に」に、「第十六条第五項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項の表財務大臣の項中「特定事業者」の下に「、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」を加え、同条第三項中「前条第一項各号」を「第五条第一項各号」に、「特定事業者に」を「特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に」に、「第十六条第五項」を「第十七条第五項、第二十八条第五項又は第三十九条第五項」に、「同項の」を「これらの規定の」に改め、同項の表財務大臣の項中「特定事業者」の下に「、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者」を加え、同条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（エネルギー管理士免状に関する事務の委託）

第八条　法第五十二条第一項の規定による委託は、次に定めるところにより行うものとする。

一　次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。

イ　委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務の内容に関する事項

ロ　委託に係るエネルギー管理士免状に関する事務を処理する場所及び方法に関する事項

ハ　委託契約の期間及びその解除に関する事項

ニ　その他経済産業省令で定める事項

二　委託をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公示すること。

2　経済産業大臣は、指定試験機関に法第五十一条第一項第二号の規定による認定の事務を委託することができない。

第四条の見出し中「第一種指定事業者」を「第一種指定事業者等」に改め、同条第一項中「第八条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第八条第一項第一号、第二十二条第一項第一号、第三十三条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号」に改め、同条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量）

第六条　法第十三条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

第三条中「第八条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を「第十一条第一項」に改め、同条第一号中「第一種エネルギー管理指定工場等」を「工場等（法第三条第一項に規定する工場等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二号中「第一種エネルギー管理指定工場等」を「工場等」に改め、同条を第四条とする。

第二条の二中「第七条の四第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）」を「第十条第一項」に改め、同条を第三条とする。